

**国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）  
の今国会での成立を求める決議（案）**

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会

現在、政府による地域主権改革推進のための「国の出先機関原則廃止」に向けた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」に関する検討が大詰めを迎えている。

この法律により、国の出先機関を地方に移管することで、住民から選ばれた首長及び議員の地域の課題に対する責任がより一層増すことになるが、我々にはその覚悟があり、また、移管による二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化こそが、真の分権型社会の実現に大きく寄与すると考える。

政府においては、引き続き、野田総理大臣、川端地域主権推進担当大臣の強力なリーダーシップのもと、地域主権改革の理念に則り、地方が自らの判断と責任において特定広域連合の運営にあたるよう、最大限の裁量が付与された法案を速やかに提出し、今国会で成立させることを強く求める。